

第19回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年12月6日(水) 午後14時～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換⑧(廃掃法②つづき)	

1 開 会 (午後14時開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換⑧(廃掃法②つづき)

○内藤総務局長

それでは、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会第19回会議を始めます。

前回に引き続いて、検証対象法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換を引き続き行いたいと思います。この前、廃棄物処理法は途中になってしまったので。

○清水総務局参事

ちょっと始まる前提にいいですか。

○内藤総務局長

はい、どうぞ。

○清水総務局参事

昨日なんですけれども、各委員の方々に検証対象の公文書の追加配付というタイトルで、データで公文書のほうを追加配付させていただいたんですけれども、これにつきましては、9月の定例会で議会のほうに経過報告をしたのに併せて、庁内検証委員会で確認した公文書を公開しますという形で、ちょっと大分時間たってしまうんですけれども、今、公開に向けた作業をしておるんですが、その中で、公文書が、令和3年10月

に県のホームページで公開された文書と、庁内検証委員会の皆さんに配付された公文書を突合して、間違いなく全部配られているかというのを確認をしていった中で、若干まだ配付漏れをしている部分があったものですから、配付漏れがあると、また検証漏れというようなことにもなりかねないものですから、その抜け落ちていた部分について、データの状態で改めて配付をさせていただいたものですから、検証作業の終盤には差しかかっているんですけども、配付した公文書のデータにつきましては、改めて御一読をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

それでは、前回の続きに入っていきたいと思います。

その前に、片山さんのほうから、前回ちょっと訂正したいことがあるということで。

○片山廃棄物リサイクル課長

前回ですけれども、法令の条文のところではちょっと船舶がどうのこうのとか、こちらのほうが示した条項とかが間違っていたものですから、そこを訂正をさせていただければと思います。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

前回説明しました内容につきまして、2ページの廃り課の見解②という、質問にいただいている廃棄物処理法に照らし、XXXXXXXXXXが元請業者なのか判断できなかったあるが法に照らしとは具体的に何かという御質問に対して、当初、私のほうで回答したのは、施行規則、廃棄物処理法第12条に基づく、それに連なる法施行規則7条2の3項ということで御説明をしたんですが、この条文は正確ではありませんので、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

産業廃棄物を他人に委託するという行為につきましては、通常、排出事業者が自分で処理をするか、他人に委託するか、この選択に迫られるわけですけども、他人に委託する際には、法律の第12条6項に基づきまして、施行令6条の2というところに委託基準というのがあります。廃棄物を他人に委託する場合の委託基準が規定されていまして、その規定が、施行規則6条の2の第4号に、委託契約は書面により行い、当該委託契約書には次に掲げる事項について条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていることということが記述されていまして、この条文に基づいて、元請業者が排出事業者である、あるいは、その排出事業者と元請業者がどういう契約を結んでいるかというのは、法律上、ここの規定に基づいて契約書を交わす必要がありますので、この契約書があれば、排出事業者が誰かということが特定できるということになりますので、一応、その条文につきまして、ちょっと修正をさせていただきます。

○内藤総務局長

施行令じゃなくて施行規則、やはり施行規則の。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

法律の12条の6項が、事業者は前項の規定により、その産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならないという、この政令で定める基準というのは、施行令の6条の2が委託基準、政令で定める基準というのは6条の2に委託の基準ということで示されていて、その中に、契約書を書面によって取り交わさなきゃいけないというのが第4号に規定されているということになります。

○内藤総務局長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令じゃなくて。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

施行令です。施行令の6条の2。

○内藤総務局長

これか。6条の2の第6項。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

第4号。

○内藤総務局長

4号。委託契約は書面により行い、当該委託契約書はというところですね。

これって、事業者は委託契約をちゃんと書面で結ばなきゃいけないということを言っているわけですね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

そうです。その契約書さえあれば、要は、誰が発注者で、誰が元請として契約をしていたのかということが分かりますので、それを基に排出事業者を特定することが当然できる。

○内藤総務局長

逆に言うと、それが無いから排出事業者は特定できない。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

そういうことです。

○内藤総務局長

なるほど。そうすると、こういうまともじゃない人たちというのは、何というかな、特定できないですね、結局ね。そうすると、永遠に指導もできないと。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

ですので、例えば、契約書がなくても、契約書に少なくとも掲げなければならない金額だとか、廃棄物の種類だとか数量だとか、そういうところが当然書かれていないので、少なくとも当事者間で、どういう、書面がないなら何かないのかというところを、帳簿だとか、そういうところの金銭の流れだとか、その辺のところも含めて調べようとしていたのが当時の動きだったと考えられます。

○内藤総務局長

はい。いいですか、清水さん。

○清水総務局参事

それというのは、この規定に基づいて排出事業者を特定しようとするすると、それは、排出事業者が誰かに処理なり運搬なりを頼むという前提がないと、それって成り立たないということですかね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

そうです。

○清水総務局参事

なので、排出事業者が自らやるよって言ったら、契約書なんてあるはずがないので、そこというのはどうやって追うとかというのはあるんですかね、何か。そこは自らがやっていますよという、もう追えないという話になってしまう。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

当然、自社処理ということであれば、追うことは、廃掃法でもって、書面が義務づけられているわけでありませので、そういう意味で言うと、マニフェストもない、契約書もないということになりますので、自社処理の場合には追うことは廃掃法ではちょっと追い切れないということになります。

○清水総務局参事

そうすると、逆に言うと、契約書もない、何も無いけど、あなたはやっているんだから排出事業者ですよみたいな、そういう論法を使ったりとかというのはできたりはしないんですか。そこはなかなか、今、思いつきで言ったものですから。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

ですので、自社処理ということになると、排出事業者という概念に入っていないので、要は、自分で処理してどっかで埋めちゃったということであれば、当然、廃棄物を埋めるためには許可が必要だったりしますので。

○清水総務局参事

建設廃棄物を自ら運搬したり、処理できたりするのは、できるのは排出事業者じゃないんでしたっけ。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

当然、排出者なんですけれど、排出者というのは受け取る側があつての排出事業者なので、委託を前提としたというのが排出事業者になるので、要は、自ら保管をするといったときに、まだ排出はしていないので、排出したということで、他人に委託した状態ではないので、自分のところにあるので排出はまだしていないという状態になる。

○内藤総務局長

自分の敷地から出ていないというか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

排出事業者といった場合には、自分の手元から離れる、離れたときに排出になりますので。

○清水総務局参事

そうすると、このケースで [REDACTED] が自らの土地に廃棄物を保管しているよと言ったのは、 [REDACTED] はどういう立場になるんですか。自分の廃棄物なんですか。自分の廃棄物じゃないんですか。そこがちょっとよく分からない。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

要は、そこがはっきりしないんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

土地所有者だというのは間違いないところなんです。それで、話がちょっとずれますけど、望月課長がこの前言っていた資源有効利用促進法という資料、そこに出したんですけど、違う法律があつて、そこに丸つけたんですけど、(1)というところで、発注者事業者というのは、これ努力義務でやっていますけど、こういうことをやりなさいよってなっているんですね。この法律で行くと、原材料として使うときには、発注者及び受注者というのはどうやって再生利用で使うか、できるだけ再生して使えということを言っているのですから、こういったところをちゃんと説明しなさいよというのがあるんですけど、ここでも発注者とか、いわゆる事業者というのがあるんですけど、これさえ、この法律でいっても、そのこのところというのは当時どうやられていたかというのは分からないし、記録もない状況です。

それで、1個、建設リサイクル法による届出というのがあるんですけども、いわゆる建設リサイクル法で建物を解体するときには届出をしなさいよというのがあるんで、それは熱海

土木事務所に出されています。それは誰が出したかといったときに、■■■■が解体ごみを出すんですという届出が熱海土木事務所に出ているというところで、事業者の関係関係図にも■■■■という言葉を出したんですけども、その届出は一応法律に基づいて、廃掃法じゃないですけど、建設解体の届出というのは■■■■で出されている。

○内藤総務局長

じゃ、その業者が排出事業者ということにはできないわけだ。

○片山廃棄物リサイクル課長

というので法律相談にかけた。あ、ごめんなさい、専門家へ、専門機関へ相談をかけた。

○内藤総務局長

それで、機関は。

○片山廃棄物リサイクル課長

(相談を)かけたら、■■■■だと言って。

○内藤総務局長

■■■■を排出事業者として取りあえず指導してみたらみたいなアドバイスだった。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。そのときは■■■■が排出事業者じゃないかという見解だった。と、■■■■じゃないという。

○内藤総務局長

だから、相談して、相談に乗ってくれた人は、取りあえず■■■■を排出事業者と見て、そこに指導してみたらどうかみたいに言ってくれたんじゃないかなかったです。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことですね。なので、■■■■とは言わなくて、■■■■がいわゆる排出事業者じゃないかという、そういう見解だった。

○内藤総務局長

そう指導してみて、違うなら違うと多分言うんだろうし、じゃ誰だという話になって。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこで専門家の意見聞いたら、県のほうの見立てと違ったということがあったという話で。その後も、法律相談をもう一回その後かけているんですけども、そこでも正式にどう

だという見解がもらえていないものですから、そこから先が進まなかったという状況になります。

○清水総務局参事

その法律相談の結果というのは、どっかにあるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

結果は戻ってきているよね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

これは日金町の事案として整理していますので、今回の検証の資料の中には入っていません。

○清水総務局参事

当時の判断のよりどころがそこにあるとすれば、それも見ないと何か、何だろう、その当時の考え方がどうだったのかというのはちょっと分からない。その判断が、適切だったかどうかというところの判断がなかなか難しいかもしれないなど今ちょっと思ってしまったんですけど、ものとしてはあるということなんですか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

ものはあります。

○内藤総務局長

その結果はどういう結果だったんですか、相談の結果。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

相談の結果は、相談の仕方、業者を特定するための相談をしてなくて、法律上どう読んだらいいのかなのかというような相談になっちゃっているものですから、具体的に弁護士からこの人がそうであるということを助言いただいた内容になっていないんですね。

○内藤総務局長

法律相談。だから、こういう状況もあるんだけど、誰に対して指導していったらいいのかという相談をしたわけではないんですか。じゃないということ。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

目的はそこにあったと思うんですけど、当時の法律相談の中身を見ると、具体的に誰を指導したらいいのかなのかというところに踏み込んだ相談になっていないというのが記録として残っています。

○内藤総務局長

いいですか、清水さん。

○清水総務局参事

皆さんはよろしいですか。

○望月盛土対策課長

自己の土地の管理って、管理って定義が僕らのイメージだと、建物の中に入れているというような管理なんだけど、野積みにしちゃって、誰が見たって放置しているような感じ、それも管理と言えるんですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

清潔にしていないということですか。

○望月盛土対策課長

うん。例えば、それが雨が降って流出するという可能性もあるし、中に有害物質があって、それが流出する可能性もあるし。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

廃棄物には廃棄物処理法上、保管基準というのがありまして、産業廃棄物を排出した事業者については、自らその保管基準に基づいて保管しなければならないという基準があります。それから当然、流出させたりしないようにだとか、囲いを設けなさいよとかという基準が定められていますので、事業者自身がその廃棄物、産業廃棄物を適正に自ら処理するか、あるいは他人に委託するまでの間は保管基準に基づいて保管をしなければならないという基準があります。

○望月盛土対策課長

それで、その基準に基づいて保管していると。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

その基準に適合している状態とは言えません。当然、囲いがなかったりだとか、表示をしたりしなくちゃいけませんので、その基準に適合していない保管行為であったとは言えると思います。

○内藤総務局長

今のは、排出事業者はということなんですね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

そうです。

○内藤総務局長

でも、今回の場合、その排出事業者が誰だか分からなくて、土地所有者はしっかり…
…。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

土地所有者自身には保管基準は適用はない。

○内藤総務局長

なっていないんですか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

はい。

○内藤総務局長

ということで、なかなか命令指導ができなかったと。

○清水総務局参事

保管基準の適用法がないということは、所有者が自分たちの土地だったら、どんな状態でも捨ててもいい、そういうことになるんですか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

事業者に責務があるということですね。それをやらなきゃいけない責務が。土地所有者にあるわけではないということです。

○内藤総務局長

そういうことなんだね。で、その事業者が分からないから、どこに指導していいのかが確定できなかったと。

○片山廃棄物リサイクル課長

だから、もうちょっと平たく言うと、 自体はそもそも金がなくて、自分が仕事をできなかったという状況がある中で、金がある だとか だとか、そういうところが金を出して、解体して日金から運ばせたというような状況が実際のところじゃないかなと。

土地所有者は なんですけれども、手を下したのはほかの事業者がやっているという、そういう図式じゃないかなと思いますね。

○内藤総務局長

 と。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。はい。

○内藤総務局長

次回でいいですから、その法律相談の書類というか、結果、ちょっと見せていただけますか。

○交通基盤部参事兼砂防課長

すいません、素人的な話で、ちょっと議論が変わっちゃうかもしれないけど、基本的にその土地の所有者というのは、一般的に、当然、自分の土地の管理をしなくちゃいけないという義務があるじゃないですか、民法上の。適正に管理しなくちゃいけない。というのと、今の話だと、今の法律的にはそうなのかもしれないけど、別の法律的にはどうなのかなということを感じたんだよね。

やはり清水さんとかが疑問に思っているのは、それでいいのかなって腑に落ちないところがあって、自分も思ったのは、やっぱりその土地、■■■■がその土地を持っているんだったらば、その人たちに何も罪が及ばないというのは何かちょっと変だなという、腑に落ちない部分がある。

だけど、法律がそうなっているからしょうがないとなると、それはそっちの法律でいうとそうかもしれないけど、でも、最初に言ったように、一般的に民法上はそういう自分の土地は適正に管理しなくちゃいけないというのがあるんだから、そういうほうから言ってもいいのかなと感じちゃった。

○内藤総務局長

土地所有者にも環境保全義務はあるんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃掃法でいうと、清潔保持の義務というのはあって。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

地権者に？

○片山廃棄物リサイクル課長

地権者というか、土地所有者が管理しなさい。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

清潔保持の努力義務になります。これは廃掃法の5条にあるんですけども、土地所有者、土地の管理者には清潔保持するという努力義務が課せられているということになります。

○内藤総務局長

■■■■に指導、最近1年に1回していたという、それはそれに基づいてやっていたということですか。それとも違う。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

■■■■自身は廃棄物について埋めてしまったという。

○清水総務局参事

埋めた後で多分、■■■■の立場が違うと。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

当初、清潔保持だったんですけど、埋めてしまったという行為があってからは指導に切り替わっているということ。

○内藤総務局長

あ、そういうことか。埋める前は清潔保持ということだった。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

はい。

○清水総務局参事

所有者の関係でいくと、たしか前回の会議のときに、現行の規定では助けた人に対して処分の対象者になっているけど、たしか当時はその規定がなかったというふうにおっしゃっていたと思うんですけど、その改正があったのっていつになるんですか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

助けた者の規定は前々から。

○清水総務局参事

前からあるんですか。処理と処分の違いが。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

はい。22年から変わったのは、それまでは処分に対しての命令はできたんですけども、保管・収集・運搬が基準に適合しない保管・収集・運搬が行われたときには命令ができなかったというのが、22年以降は、基準に適合しない保管・収集・運搬に対しても命令ができるようになったというのが平成22年からになります。

○清水総務局参事

そうすると、さっき杉本参事がおっしゃった部分ありますけど、廃棄物処理法でも、当時、八方塞がっているような状態にあったかもしれないですけど、所有者というところに着目をすれば、XXXXXXXXXXの位置づけが、所有者ってところは明確だったと思うんで、誰のものか分からない廃棄物を自分の土地に置かせて、しかも適正な状態ではない形で置かせているのに、所有者としてちゃんとさせるようなことをしなかったということに着目をして、何らかの命令をするという余地もあったということだよ。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

その置かせたというのが処分であれば、処分と言えれば、命令の対象だったのかもしれないんですが、当時は置かせていたということになって、これを保管と見たときには命令はできなかったと考える。

○清水総務局参事

でも、22年の改正以降はできるということ。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

そうですね。なので、それ以前の、置いたのは平成22年度より前に置いていますので、それに対して、それを基準に適合しない保管だということで、当時は命令はできなかった。平成22年よりも前の。

ただ、法律上は、平成22年よりも前に行われた保管が今現在、生活環境保全上の支障が出るということであれば当然、命令はできます。

○内藤総務局長

じゃ、その22年の時点でできたということですよ。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

22年以降は基準に適合しない保管行為に対しても命令ができるようになった。

○内藤総務局長

そこは、命令は、でも、実際しなかったと。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

要は、当時は、平成22年よりも前に置かれた行為だったので、そもそも当時命令をかけるという前提に動いていなかったと思います。

○内藤総務局長

置かれたのが22年前だったから、できない。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

法律上は、保管行為に対しては命令は当時は出せなかったということになります。

○清水総務局参事

また後でいいものですから、平成 22 年の廃掃法の改定があったときの、その施行通知なり、運用通知みたいなのが多分出ていると思うんですけど、それをちょっと参考に見せて。そうすれば、建設廃棄物の関係については排出事業者に全て責任が行くよという改正があったときには、たしか遡及適用もあるという通知に書いてあったと思うんですけど、その平成 22 年の改正の部分について遡及適用があるのか、ないのかというところが、遡及適用があるなら、遡及適用があるって書いてあると思うものですから。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

遡及適用、附則にはそれは入っていませんので、附則に入っていないということは、平成 22 年度以降の、それ以前よりも前の保管・収集・運搬については命令ができないという建前、そういう法律上の解釈になると思うんですが、22 年よりも前に行われた保管が今も継続しているといった場合には、その基準に適合しない保管によって支障が生じているということであれば、これは命令の対象になり得ると考えます。

○清水総務局参事

継続していたということ。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

はい。継続していて、その継続していた状態によって生活環境保全上の支障があれば、当然、今現在の 22 年以降の改正に基づいて当然命令はできるという解釈が解説のほうにはあります。

○内藤総務局長

ただ、その状態にないという判断だった。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

今現在なぜ出さないかということで、やっぱり生活環境保全上の支障というところが結局はないということで、今現在も命令が出ていないということだと思っています。

○内藤総務局長

なるほど。

○清水総務局参事

その部分はちょっとまた後で、また、埋める前と埋めた後じゃちょっと違う気がするものですから。

○内藤総務局長

じゃ、まず、一旦ちょっと先へ進んでください。どうぞ。

○清水総務局参事

では、こないだの続きからです。ちょっと細かい話も入ってきますけど、お許してください。

廃棄物処理法の資料の13ページの廃り課の見解の一番上のところですかね。一番上の見解のところ1行目に、■■■■による廃棄物処理を優先した事実はないというふうに書いてあるものですから、これまでそういう説明だったような気がしたものですから、質問みたいところでそう書いた部分があると思うんですけども、優先していないのであれば、この考察の1ポツ目って、これ私が何かサンプルとして書いたものでしたっけ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。それで、廃棄物リサイクル課のほうの見解を書かせてもらったんですけども、ちょっと表現がよくなかったのかなという感じがして、実際のところというのは、当時なんですけども、■■■■に土地所有権が移ってからなんですけども、力点を置いたという今まで表現していたんですね。■■■■への撤去要請を進めることに力点を置いたという表現にしていたので、力点は置いたけど、両方に指導していますよって言っているものですから、ちょっと見解のところには優先したという事実はないという表現にさせてもらったんですけど、ちょっとこの表現が表現的にどうかということかなと思っているものですから、ここはちょっと直す余地はあるのかなと。

○清水総務局参事

優先していないのであれば、考察の書きぶりを変えたほうがと思ったものですから。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。何々とともにとか、何かそんなところでちょっと修正をしたいなと思います。

○清水総務局参事

分かりました。

次が、13ページの見解の2つ目。ここに関連した者から聞き取りなどを実施しているというふうに書いてあるものですから、このとおりであるのであれば、考察もそのように書いたほうがいいのか、もしくは、この観点での考察を外してもいいのかなという。多分この2ポツ目の考察が、これもサンプルで書いたものですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。

○清水総務局参事

なので、これを取っ払っちゃうか、ここの見解にあるとおりの内容にしたほうがいいかなと思うんです。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。考察のほうで削除する形で1回ちょっと検討してみようかなと今ちょっと思っています。

○清水総務局参事

それか、並行してこちらにもやっていたもので、その対応については[]だけに一本というわけじゃなくて、可能性を探っていたので、それについてはみたいな形も。

○片山廃棄物リサイクル課長

ちょっと両方検討してみます。はい。

○清水総務局参事

今までの話というか、この会議の場でもいろいろお話を伺って感じたところでもあるんですけども、これは今後の対応の部分に関わってくるかなとは思いますが、契約書等の証拠書類がなければ、それ以上何か踏み込めないというような状況があるように見えてくるものですから、そうすると、頭のいいというか、悪質というか、そういうのに手慣れた方々だったら、書類が作成しなかったりだとか、あとは、仮に存在したとしても18条報告では存在しないよという報告すれば、切り抜けられるようなことになってしまうような気がするんですけども、それって、ぱっと見、単純に考えると、それでいいのかなという気もするものですから、そのあたり、何かあればなど思ったりしました。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。なので、そこも法律相談なんかにかけて、またそこで助言を得るというのも1つだったかなというふうに思います。結局そこで止まっちゃっているんで、そこから先のところ。

○清水総務局参事

その壁を越えられていない。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。当時そこで止まっちゃったのかなという感じがしますんで、そのところ全体を、おっしゃるとおりのところなものですから、何かをすべきだったという、そういったところがあるかなと思っています。

○清水総務局参事

次は、13 ページの見解の一番下のところで、所有権が移ってから、これ、あれか、2年間の間って書いてあるな。あ、今のはいいです。いいにします。

あと次に、13 ページから 16 ページにかけて事実関係が書かれているんですけども、今のところ、ぱっと見た感じ、全ての事実関係が書いてあるように見えたものですから、その考察に関係する事実関係に絞ったほうがいいのかなというふうに思ったものですから、この論点は、■■■■■が埋め立てて整地した以降の埋め立てに対する指導等の対応が適切だったかというような論点なものですから、■■■■■が埋め立てる前の事実関係というのは、この論点を考察する部分の事実関係としてはなくてもいいのかなと思ったのと、事実関係は丸々じゃなくても、概要にまとめているような形でいいのかなと思ったので、何となくボリューム的には1ページ弱ぐらいにもし収まるようにまとめられればいいのかなというふうに。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。ここ、ちょっとボリュームを検討します。

○清水総務局参事

次は 16 ページの考察のところなんですけど、1ポツ目が、■■■■■が埋め立てる前の内容なものですから、この論点の考察としてはなくてもいいのかなと思ったんですけども。埋め立て、整地して以降の当該現所有者に対する指導等は適切だったのか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。■■■■■に対してということなものですから、ここを取るか、ほかに入れるか、ちょっとそこは。

○清水総務局参事

ほかのところの考察にはなるかもしれないので。

で、これは単純に2ポツ目が下とダブっているものですから、2ポツ目に書いてあると同じことが5ポツ目にも書いてあるので。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。はい、分かりました。

○清水総務局参事

これはどちらかを削るような感じで。

あと、3ポツ目なんですけれども、これ、ただ単純に書きぶりなんですけれども、この全体の書きぶりについて、当該行為は産業廃棄物処理施設の無許可設置に当たることから、がれき類を掘り起こして指導したことは適当であったと考えるみたいな、そんな書きぶり。

○片山廃棄物リサイクル課長
表現、文章の言い方ですかね。

○清水総務局参事
ええ。これは単純に書き方だけの話なので。

○片山廃棄物リサイクル課長
分かりました。

○清水総務局参事
この中で、法に定める処理基準に適合した状態で埋め立てたことが確認できないとありましたけど。

○片山廃棄物リサイクル課長
併せて、3行目ぐらいからですかね、廃棄物処理法上の処理基準に適合した状態で。

○清水総務局参事
埋め立てたことが確認できないためというふうには書いてあるんですけども、このとおりだとすると、基準に適合していれば、無許可であっても埋め立ててもいいということになってしまうような気がしたものですから、この表現、適当なのかなと思って、なので、あえてここでは法第16条には触れなくて、無許可設置について言及すればいいのかな。16条って理念的な規定のような気がするものですから。

○片山廃棄物リサイクル課長
表現を直します。はい。

○清水総務局参事
あと、この中に一般的な対応を踏まえるというふうには書いてあるものですから、制度概要なんかで一般的な、ここで言うところの一般的な対応ってどういう対応なのかというのが分かるようにしておいたほうがいいかなと。

○片山廃棄物リサイクル課長
はい。前のほうで法のいわゆる定義だとか用語だとか、その辺で整理をするようにいたします。

○清水総務局参事
あと、考察の4ポツ目で、措置命令に至らなかった理由は調査結果からというふうには書いてあるんですけども、どのような調査をしたのか、ちょっと分からないというところですね。■■■■に18条項とか求めたりとかしているんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

18条じゃなくて、本人から聞き取りということになります。だから、聞き取り調査によるとか、聞き取り調査の結果からとか、そういった形になります。

○清水総務局参事

あと、措置命令の発出に必要な条件を満たす事実ってあるんですけど、具体的には何を立証しなきゃいけなかったのかというのが何か具体があればいいなと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。必要な要件って、基本的には[]が廃棄物を埋めた、いわゆる処分行為と言われるものがありますので、それによって生活環境保全上、支障ということがあったかどうかということかなというふうに考えています。

○清水総務局参事

そうすると、それと関連してなんですが、行政処分の指針の第8の2の(2)のアルファという言い方になってしまって恐縮なんですが。措置命令の何ページだ。

○片山廃棄物リサイクル課長

8の(2)の。

○清水総務局参事

2の(2)の行政処分の指針の。

○片山廃棄物リサイクル課長

第8。

○清水総務局参事

第8の2の(2)の③。指針の24ページなんですけど、そこに、生活環境保全上の支障が生じ、または生じるおそれがあるとは、人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実生じ、または通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生じることを言い、例えば、安定型産業廃棄物が道路・鉄道など公共用の区域や他人の所有地に飛散・流出のおそれがある場合と、最終処分場以外の場所に埋め立てられた場合なども当然に対象になることって書いてあるものですから、この最終処分場以外の場所に埋め立てられた場合に本件は該当するんじゃないかなって素人目には見えるんですけども、それはまた違うんですかねというところがちょっと。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。一応、行政処分の指針は確かにそういう事例、例として言われているとこ

ろに合致しているのかなというふうに思います。ですから、それを支障のおそれがあるというふうに客観的に見て、支障があるんだというふうに県のほうで認定できたかどうか、そういったところになるのかなと思いますから、そのときに具体的にそういった判断をしていなかったようなので、措置命令を出すという検討をしていた状況にないかなと。記録文書を見る限りだと、そういう状況なので、法律相談するという余地はあったかなと思います。

○清水総務局参事

単純な読み方として、ここの支障が生じ、生じるおそれがあるというのは、埋め立てられていれば、それに該当すると読めばいいんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

その行政処分の指針の解説を読めば、そういうふうになっているんですけど、あとは、生活環境保全の支障というのが具体的だというふうに県のほうで考えるかどうかという、そういうことを言ったのかなと思います。

また、指針を読めば、命令をかけられたというふうに読めると思います。当時、その辺について法律相談して、この案件について、こう書かれているから命令かけてもいいんじゃないかということちゃんと法律相談しておけば、かけられた可能性はあったのかなと思いますけど、当時はここの現場について、 に対して、どちらかという指指導で何とかしたいという思いがあって、命令をかけるという視点があまりなかったのかなという気はしています。

○清水総務局参事

それを検討する余地はあったという。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

あった。はい。

○片山廃棄物リサイクル課長

選択するのを、そっちの方面に進まなくて、行政主導で行けるんじゃないかと考えていたという、そういうことかなと思います。行政処分を検討するという、そういった記録がないものですから。

○清水総務局参事

分かりました。なので、考察としてはそういう考察もあり得ると。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○内藤総務局長

今のは考察に書いてありませんか。考察には書いていない。

○清水総務局参事

将来的な支障のおそれを視野に入れてって書いてあるものですから、そうすると、若干ちょっと指針と、多分、この指針に従えば、埋めた段階で支障がある状態、支障のおそれがある状態ということと取ってもいいですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

指針を読む限りだと、それで行けるんじゃないかという。

○清水総務局参事

取ってもいいことです。

○内藤総務局長

でも、 なんかは断言していたんだよね、できたはずだと。生活環境保全上の支障があるわけだから、命令できた、所有者に対してと言っていましたよ。それはこれがあるからですよ、きっと。

○片山廃棄物リサイクル課長

だから、あと、具体的にそういった生活環境保全上の支障というのが、じゃ発生していたかという、例えば、有害物質が流れ出ているとか、そういった事象がなかったんで、そののち行って行政処分まで出す状況にないんじゃないかって考えたのかな。

○内藤総務局長

今のこの指針を見る限りは、埋められた時点で生活環境保全上の支障が生じ、または生じるおそれがあると認定できたんじゃないか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

指針にそう書かれているもので、じゃ、すぐかけられるということではなくて、その辺のところも法律相談を踏まえて、現状が埋め立てられている状況を踏まえて、これについて命令かける余地があるかどうかというところをある程度相談をした上でないと、認定は、こう書いてあるから、すぐ、じゃ命令しましょうということにはならないのかなと思っています。

○清水総務局参事

それをやればよかったというか、やる考え方もあったよねということと言える。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

必要であったのではないかというふうに、今から思えばそういう考え方です。はい。

○清水総務局参事

最後の1枚。16 ページの、考察の5ポツ目なんですけれども、全体の部分だけ、土地を購入した時点の■■■■には法的責任はなかったがと。

○片山廃棄物リサイクル課長

埋め立てたところでしたっけ。

○清水総務局参事

ええ。この前段は埋め立てる前の内容なものですから、埋め立てる前の■■■■の立場について書いてあるものですから、これは埋め立てた後の■■■■に対する対応の部分なんで、あえて入れなくてもいいのかなと思ったものですから。土地を購入した時点の■■■■には排出事業者の法的責任はなかったが、そもそも排出事業者ではないと思うんですけど、ここの「土地を購入した際の■■■■には」から次のページ、「なかったが」まではあえて入れなくてもいいんじゃないかなと思ったんです。

○片山廃棄物リサイクル課長

この1行ちょっとのところはなくてもいいんじゃないかということですね。分かりました。ちょっと検討します。

○清水総務局参事

17 ページの事実関係の4ポツ目で、事実関係として、この一番最初の文章といいますか、立ち会った事実が書いてあるんですけど、立ち会ったか、立ち会っていないか、そこは別に書かなくてもいいのかなと。■■■■、■■■■なり、■■■■なりの特定しようとした状況だけ書けばいいのかなと思ったので。

○片山廃棄物リサイクル課長

現場に。なくても状況は分かるということですね。はい、分かりました。了解です。

○清水総務局参事

17 ページの5ポツ目が、「18 条項を求めた」で終わっているんですけど、逆に言うと、事実関係として、報告の内容が事実関係としてあったほうがいいのか。求めた事実よりも、こういう報告がされたという中身があったほうが。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。何を。

○清水総務局参事

何を先方が答えてきたのか、報告してきたのかというほう、報告された内容を書いたほうがいいのかなど思っていますね。

○片山廃棄物リサイクル課長

回答が来るのが後ろに、後日になってくるもんでということですよ。違いますか。求めた。

○清水総務局参事

この論点が、行為者の特定に対する対応は適切であったかというのも、それが適切であったかどうかというところを見るときに。

○内藤総務局長

報告を求めたということ自体じゃなくて、報告を求めた結果、どういう回答があり、それに対してどうしたか。

○片山廃棄物リサイクル課長

回答があったものに対して、どうしたかということですね。

○内藤総務局長

求めたものを書いてもいいとは思いますが。それ求めた、こういう回答があって、それに対して何をしたかというところを書いてほしい。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。回答があって、その後どうしたかということですね。

○清水総務局参事

6ポツ目も同じです。はい。

○片山廃棄物リサイクル課長

こっちもそうですね。はい。

○清水総務局参事

あと、17のページの考察の5ポツ目の中で、残土処分作業は終了していたこともあって、木くず購入の経緯は判明しなかったというふうに書いてあるんですけど、判明しなかったのは、残土処分の作業が終了したから判明しなかったんですか。そこがちょっと分からなくて、このくだりって、どういうふうに捉えればいいのかなどというのがちょっと分からなかったものですから。

○片山廃棄物リサイクル課長

言いたかったところは、持ち込まれた残土に混じっていた木くずですけど、どのような流入経路をたどったかというのは、残土を運搬してきた人から聞いたんですけど、そこでは分からなかったよという、そういうことを説明したかったんですけど。そういう意味だったんですが。その言い方にしたほうがいいですかね。

○清水総務局参事

運んできた人に聞いても分からなかったという。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことです。

○清水総務局参事

そういう趣旨であれば、そのほうが分かりがいいか。

○内藤総務局長

逆に言うと、残土処分作業が終了してなければ判明したかもしれないということを言いたいということですか。

○清水総務局参事

どんどん継続的に持ってこられていけば、分かったかもしれないという。今のはそういう意味。

○内藤総務局長

それを聞きたいんだね、清水さんは。

○片山廃棄物リサイクル課長

そっちの書き方のほうがいいかも。残土処分作業が続いていけば分かったかも。

○清水総務局参事

でも、続いていないんですよ。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

そうですね。

○清水総務局参事

なので、持ってきたのが何回か分からないけど、気がついたら木くず混じりの土砂があるというのが、気がついたのがスタートなので、誰がどう持っていったかというところは分かっていない。

○内藤総務局長

だから、作業終了してしまっていたからというふうにしたんですね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

■が行われた作業は既に終わって、整地されている状態の上に土が盛られて、その中に木くずが入っている状態でしたので、その残土処分のために持ってきた土なのかどうなのかというのは分からない。分かりませんので。

○清水総務局参事

木くずを搬入した現場を押さえたわけではないので、経緯は分からなかったがみたいな、そういうことですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○内藤総務局長

■が持ってきた残土じゃないということですね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

■の作業は終わっている状態ですので、終わって整地されている状態なので、その後持ってこられている土砂の中に木くずが入っているという。

○内藤総務局長

■が持ってきたかどうか分からない。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

分からない。はい。

○清水総務局参事

そうすると、現場を押さえたわけじゃないというニュアンスのほうが分かりやすいかもしれないですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ちよつとここの書き方は検討します。

○内藤総務局長

これを■の作業が終了してしまったもので分からないみたいな。

○清水総務局参事

そうそう、そんな感じがして。

○内藤総務局長

取られちゃう。そういうことじゃないですよ。

○清水総務局参事

ええ。次が18ページの、事実関係の1ポツ目と2ポツ目なんですけど、ここに書いてある内容が、源頭部の北西側区域に木くず混じりの土砂を移動する前の話だと思うんですけど、この移動された木くず混じりの土砂への対応は適切であったかという論点の事実関係としてはいいのかなと思ったんですけども。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。ここ入れた理由って、8月ぐらいまでにやっていた源頭部と、それから北西側区域のいわゆる⑥って言われるところ、その対比の関係で、源頭部にあった木くずを持っていったということがあったんで、その説明が当時①と⑥ということで比較していたので、それを1枚に集約したということで、1ポツ目、2ポツ目を追加した。県がやった行為というのを説明に加えたということですから、そこが、⑥の北西側区域に移動したところから書けばいいよということであれば、この説明って要らなくなるんで、なので、全然そこは取っちゃってもいいかなと思います。

ですから、全体的に文章を集約するか、そんな形で整理しちゃえば、もうちょっと短くなって、1ポツぐらいで、1、2、3ぐらいまで行けるかな。

○内藤総務局長

3ポツ、廃棄物混じりの土砂の対応は適切という、最後の4ポツ目だけか、じゃ、そうすると。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうなんです。

○内藤総務局長

移動した木くずの処理状況の確認を行った県の記録はなく、適正処理されたかは確認できないということだけなんです。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。だから、①からはなくなっているんだよという。源頭部からはなくなっていて、移動されて、そこから先のところって。

○内藤総務局長

そこから先は分からない。

○片山廃棄物リサイクル課長

移動させたところは分かるけど、そこから先のところは確保していないというところなものですから。簡潔に言うと、4ポツ目。

○清水総務局参事

確認していない事実しかないということ。

○片山廃棄物リサイクル課長

ないということです。

○内藤総務局長

特別委から言われているのは、移動した後どうなったんだという、まず、それが分からない。分からないけど、今はなくなっていることでいいのかな。

○片山廃棄物リサイクル課長

なくなってはいない。分からないという話で。

○清水総務局参事

埋められちゃったのか、どっか持っていったか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

そこは分かりません。

○内藤総務局長

ほう。埋められたというのは、でも、2010 何年。

○清水総務局参事

でも、 が埋めたかもしれない。

○内藤総務局長

それは 2011 年以降？

○清水総務局参事

埋めたときと一緒にです。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

11 年4月以降。

○内藤総務局長

これは、でも、2010年の11月。

○片山廃棄物リサイクル課長

土地所有権が移って、その後ですね。

○内藤総務局長

その2011年4月以前までの間には木くずはまだ⑥にあったんですよね。それは確認されていない。

○片山廃棄物リサイクル課長

確認はしていません。

○清水総務局参事

写真とか見ても分からないです。

○内藤総務局長

しょうがないですね。分からない。はい、次。

○清水総務局参事

次が18ページの考察のところで、**■**だと**■**に指導したことは適当だったというふうに思うんですけども、その中で、**■**や**■**、**■**が源頭部上部で土砂搬入に関わり、木くず混じりの土砂を搬入したものと特定し、とはどこに書いてあるんだっけ。あ、18ページの考察の1ポツ目です。

「**■**や**■**が源頭部上部で土砂搬入に関わり、木くず混じりの土砂を搬入したまを特定し」というふうにあるんですけども、これはほかとの比較という意味なんですけど、源頭部北西側区域に搬入された産業廃棄物の行為者の特定作業と、行為者というか、排出事業者とか、運搬したのが誰だとか、そういったところの特定作業と比較したときに、何か物すごい落差があるなって感じてしまって、北西側区域のほうはどれも特定できないみたいな形だったと思うんですけども、ここについては何かあっさり**■**と**■**に特定しているというふうに書いてあるんですが、木くず混じりの土砂の関係のように特定できるのであれば、特定してもいいのであれば、北西側区域の廃棄物についても同じように特定すればよかったですとはとか、特定できたのではないかみたいな形で指摘されたりとかしちゃう可能性があるなというふうに思ったんですけども、そのあたりはどうですか。

この特定というのが何に基づいて特定したのかもちょっと分からなく、何らかの関係性を示すものがあつたとかという事実があれば別なんですけれども。

○片山廃棄物リサイクル課長

具体的にはこれ、もうなくて。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

全く情報がなくて、なぜここにあるなのかという流入経路も含めて、全く情報がない中で、誰に指導するかということの次善の策としての、■■■■、■■■■の指導になっていると考えられます。

○片山廃棄物リサイクル課長

ですから、取りあえず、あなた方が関係しているんだから何とかしろという指導をそこにしている人にしたという、そういうイメージだと思います。

○内藤総務局長

それが、⑥ではなぜそれができなかったのかということ清水さんは言いたいということでしょう。

○清水総務局参事

これはあくまでも指導だからということですが、その先じゃないからということです。

○内藤総務局長

命令じゃないからね。

○片山廃棄物リサイクル課長

本当にやったかどうかという確証はないけれども、あなた方が関わっているんだらうって言ったら、片づけたという。

○内藤総務局長

それは、⑥でもそういうことはやっているわけ。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

当然やっている中なんですけども、命令をかけるとなると、当然そういう誰がという特定をしていかなきゃならないんですけど、当然ここについても命令をかけるかということではなくて、木くず混じりの土砂がどういう流入経緯をたどったのかというところについては全く特定する情報がないという中で、指導として、木くずについては取り除くよという指導をしたと考えられます。

○清水総務局参事

特定という言葉じゃないほうがいいかもしれないですね。

それと、あと、どういう事実から推測したのかというのを入れたほうがいいかもしれないですね。■■■■、■■■■がこの源頭部においてどういう位置づけの人かという、

そういうところを入れた。

○片山廃棄物リサイクル課長

現場で作業していた、現場に関わっていた。

○清水総務局参事

現場責任者だとか、そういう状況から、この木くず混じりの土砂の搬入に関係しているものと推測しとか、何かそんな。

○内藤総務局長

この考察の1ポツ目って、対応は適切ということになっているけど、これは①から取り除いた行為ですよ。①から取り除くように指導したことは適切だった。

○清水総務局参事

確かにそうですね。

○内藤総務局長

特別委員会の提言というのは、①から⑥に移った土砂への対応ですよ。だから、これはちょっと誤解を招くんじゃない。

○清水総務局参事

1ポツ目は、この(6)の論点の考察としてはあれなんですか。

○内藤総務局長

それ以前の話なんだよね。だから、そこは適切だったのかもしれないけど、そこを言われているわけじゃなくて。

○片山廃棄物リサイクル課長

①、源頭部のところは、そこはうまく行ったんだけど、そこから先のところ。

○内藤総務局長

それはどうなったのかということ言われているので。2ポツ目しか生きないんだよね、これは、だから。だと思います。

○清水総務局参事

確かにそうですね。

○内藤総務局長

じゃ、清水さん、続きを。

○清水総務局参事

18 ページの考察の2ポツ目で、ここで木くず混じりの土砂の移動ではなく、適正に処理するよう明確に指導すべきであったというふうに書いてあるんですけども、自分が思ったのは、北西側区域への移動させたこと自体は否定しなくてもいいんじゃないかなと思っているんですね。確かに暫定的な対応ではあったんですけど、それは別に悪いことじゃないと思うものですから、移動させた後に適切な処分を指導すべきだったみたいなですね。

○内藤総務局長

はい。これ、そもそも①区域の木くず混じりのやつを除去しなさいと言ったときに、なぜ⑥に持っていった、どこかちゃんとしたところに持って行ってくれればよかったんですね、本当は。

○片山廃棄物リサイクル課長

いや、本当は適正な処分、例えば最終処分場に入れるとか、リサイクルに回すか分からないですけど、そういったところで、いわゆる最終処分というか、そこをやれって言えばよかったんでしょうけど。

○内藤総務局長

それができなかった何か理由があるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

基本的に金がかかるからじゃないのかな、最後。そこはちょっと分からないですけど。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

分別が必要だったんだと思います。①から持ってきた状態が、木くずが混ざった土砂をそのまま持ってきちゃっていますので、当然そこでちゃんと分別するという作業を要は⑥のところでやろうという意図があったんだと思います。

○内藤総務局長

ま、それはいいのか。特別委員会も別に⑥に移動したことが駄目だと言っているわけじゃない。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこから先を確認したのかという。

○清水総務局参事

後を追っていないという。

○片山廃棄物リサイクル課長
そこがちょっとつらいところです。

○内藤総務局長
分かりました。

○清水総務局参事
18 ページから 19 ページにかけての事実関係の部分ですけれども、これも概要として2ポツか3ポツぐらいにまとめてもいいのかなと思うんです。細かく書いてあるんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長
事実関係のところを、今6つぐらいあるけど、もっと。

○清水総務局参事
多分、前のほうに書いてある事実関係からごそっと抜いてきて書いてあるようにちょっと見受け、確認していないのですが、もうちょっと概要みたいな形でもいいのかなと。

○片山廃棄物リサイクル課長
はい。します。

○清水総務局参事
これで終わりなんですけど、19 ページの考察のところ、1行目から2行目にかけて「後日の現場確認の際に当該廃棄物はなく」というふうに書いてあるんですけども、この事実というのはどこで確認すればいいのか、ちょっと分からなかったものですから、この事実が確認できるものがあれば、それを教えていただきたいです。

○片山廃棄物リサイクル課長
全部で、瓦くずと木くずのところって、確認、それがあつたと書かれているのは3か所、3回だったかなと思いますので。いずれもそれがどうなったかというところは確認できた、できないというところは、実際、文書としては多分ないと思いますので。だけど、行ったら現場にはなかったという、そういった記録はあります。あるところもありますので、1か所だけ。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理
公文書の中には記載が全くなくて、それについて確認をしたという記録も記載もないものですから、そういう意味で、こういうふうに書いているんですけど。

○清水総務局参事

とすると、あったか、ないかは分からないということなんですよ。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

確認をしたという行為があったか、なかったか、記録上は確認できないということ。

○清水総務局参事

でも、今の書きぶりだと、その現場にはその廃棄物はなかったというふうに読めるんですけど、あったか、なかったかも分からないということなんですよ。

○内藤総務局長

後日の現場確認の際に、後日の現場確認の際の記録はないということ。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

記録はありますが、それについて言及している記載が全くない。

○片山廃棄物リサイクル課長

書き方が悪いんですかね。要するに、片づけろよって言って、その後に行ったら、廃棄物があった場所がないということを確認したというのが、この「廃棄物はなく」という。

○清水総務局参事

確認しているんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

行って(その時になかった)。

○内藤総務局長

行って、なかったよという事実関係を上に書いたほうがいいんじゃないかと思って。

○清水総務局参事

でも、それは行ったときの復命書に廃棄物について触れられていないですよ。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

触れられていないです。はい。

○清水総務局参事

触れていないということは、処理されたかどうか分からないということです。

○内藤総務局長

確認していないということ。

○清水総務局参事

なので、もしかしたら確認したのかもしれないですけど、その事実は復命書には書いていないので。復命書に書いていないことをもって廃棄物がなかったとは言い切れないので、若干事実とずれる。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

もう一回確認します。

○片山廃棄物リサイクル課長

私が覚えている限りだと、また文章確認しますが、文書3つあって、そのうちの1つは全く、次にどうだったかというのは言っていない。要するに、指導はしたって言っているけど、それを確認したかどうかというのを言ってなくて、残りのものは、次のときに現場へ行ったら、廃棄物がそこにはなかったと書いてあった、そんな形だったと思います。

○内藤総務局長

3つあったというのは、3か所に。

○片山廃棄物リサイクル課長

木くずのもの、がれきのもの、あと、その後に清水参事が探してくれた進入路の入り口のところで。

○清水総務局参事

何か家電みたいなのが捨てられている。竹と。

○片山廃棄物リサイクル課長

竹。竹が一番後です。木くずがあって、瓦くずがあって、最後、竹です。その3つだったと思います。

○清水総務局参事

瓦くずって、ダンプのおじさんがっていう。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。そうです。その3つで。

○内藤総務局長

■。

○清水総務局参事

そうそう。

○片山廃棄物リサイクル課長

竹は全くその後の記録はないという。

○清水総務局参事

そこはまた、どの公文書かというところも次のときに教えていただけたらと思うんですが、だから、公文書に書かれている事実関係から導き出せるような書きぶりにしたほうがいいかなと思うので。

以上です。長々と申し訳ない。

○内藤総務局長

その次のページは。

○清水総務局参事

その次のページは、これは、これが知りたいなと思ったことを書いたものですが、また個別に教えていただいて。

○内藤総務局長

これはまたおいおいでいいですか、じゃ。重立ったものだけでも、例えば。

○清水総務局参事

これを説明するつもりだったんですが、おいおいでもいいです。

○内藤総務局長

いいですか。

○清水総務局参事

おいおいというか、一応、はい。

○内藤総務局長

また疑問があることはまた。じゃ、今いろんな指摘たくさんありましたけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

修正も含めて。はい。

○内藤総務局長

そこを踏まえた修正の検討と、あと、自ら修正したいところがあれば、修正をした上で、

次回、廃棄物はいつ。

○清水総務局参事

まだ明確に、今後の進捗具合によるものですから。

○片山廃棄物リサイクル課長

早めにやっとなないと。

○内藤総務局長

そうですね。次ということはないと思うんですけど、次の次の次とか。

○清水総務局参事

意外に時間が。次があさってです。その次が金曜日、土日明けての月曜日だから時間がない。作業時間がない。

○内藤総務局長

金、月。

○清水総務局参事

金、月。

○内藤総務局長

じゃ、次の次ぐらいまでにとということになるので、すいませんけど、よろしく願いします。

そのほか、皆様のほうからありますか、御質問等。廃棄物処理のこの関係につきまして、どうでしょうか。よろしいですか。福田さん、いいですか。

○福田土地対策課長

ないです。

○内藤総務局長

いいですか。大体皆さんいいですね。はい。それじゃ。

○片山廃棄物リサイクル課長

きれいになったときに。

○内藤総務局長

そうですね。またちょっと整理しながら。

1法令につき何回ぐらいこういうふうに行っていくんですか。3回ぐらい。今2枚目。

○清水総務局参事

今の予定だと、それぞれの法で3回やって、あと最終ということで最後にまとめて、おさらいをするみたいなイメージではいるんですが。

○内藤総務局長

そういうふうにしていかないといけないですね。本当は、今まだ入札のところ、今後の対策とか、そういうところまでちょっと議論がまだできていないので。

○清水総務局参事

結構巻いていかないと、ちょっと難しいかもしれない。

○内藤総務局長

そうですね。じゃ、まず、今日の整理をお願いします。

それじゃ、次第の2で、その他ということですけど、何かありますでしょうか。清水さん、何かありますか。その他。

○清水総務局参事

私は大丈夫です。

○内藤総務局長

いいですかね。じゃ。

○片山廃棄物リサイクル課長

最終的な検証委員会の報告書って、イメージ的には目次みたいな、あれってどんな組立てになっていく感じなのか。

○清水総務局参事

それは前1回お示した構成の素案とはまた別という意味ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

もらいましたっけ。

○清水総務局参事

先ほどメールをお送りしたんですけど。

○福田土地対策課長

会議後に若干説明いたしますとなっている。

○清水総務局参事

ええ。なので、後でもいいですかね。

○内藤総務局長

後でもいいです。はい。了解です。はい。

○内藤総務局長

いいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。私はいいです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

議事録の修正というか、確認が来ているんじゃないですか。あれ、前はエクセルで。

○清水総務局参事

一応、杉本参事から発言の時間が入っていないので、聞き直すときに特定が大変だったというお話があったんで、一応ちょっと、今、外注して作っているんですけど、その外注先にそういうのを入れてもらえないかということちょっと今担当の人に頼んでいます。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ぜひお願いします。探すのに物すごい時間かかっちゃう。同じ人がずっとしゃべっているもので。同じ人が。

○清水総務局参事

当たりがつかないですよ。なので、今お願いしているのはさすがに無理なので、これからの話になっちゃいますけど。あれ固まったということは、ちょっと今のもという感じですかね。今、10回目までお願いしているじゃないですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それね、今回のワードになったのはそんなにたくさんあがっていない。

○清水総務局参事

そうです。杉本参事からたしか全部出していただいた。

○内藤総務局長

早いな。

○清水総務局参事

なので、以降については、それは検討してくださいということをお願いしているので。なので、9回目と10回目は聞き直すのはすごい大変になってしまうと思いますけれども。

○内藤総務局長

じゃ、次第の3、次回の会議について。清水さん、お願いします。

○清水総務局参事

次回の会議なんですが、前回というか、12月以降の会議を調整させていただいたときについては、8日の2時15分からということで御案内をしているんですが、1時間ぐらい早めたりとかいうのは可能でしょうか。2時15分からしていたのが、局長がちょっと総務関係で予定が入っていたものですから、それで2時15分からということで置かさせていただいたんですけど、局長その予定がなくなったものですから、午後一からやろうと思えば、できるように。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

自分は大丈夫ですか。

○清水総務局参事

大丈夫ですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ただ、その日、4時半からちょっと医師面談があるので。15分だけですけど。

○内藤総務局長

じゃ、そこは休憩するということで。

次回は。

○清水総務局参事

砂防の2回目と森林の3回目と都計の3回目という。

○福田土地対策課長

都計は来ないんじゃないかな。絶対来ない。

○清水総務局参事

今日、砂防と土砂法と都計はちょっと事前でいただいたものですから、お願いしていませんけど、なので、大川井課長にお願いをしていないんで。

○大川井森林保全課長

一応あした追加のヒアリングなので、それを入れて仕上げようかなと。

○清水総務局参事

この先がタイトになってきて、今、考察の関係やっていて、1から3までって言えばいいですかね。その部分もまだちょっと横並びで見たりとかしていない部分があるものですから、そのあたりの事実関係の書き方とかも、9月の常任委員会で出したときの書きぶりに合わせたほうがみたいな話を以前させていただいたと思うんですけど、現状まだその形になっていないものですから、そういったところも改めるという作業も出てきてしまうかと思われるものですから、場合によっては今予定している日程に追加してということも考えられるかもしれないなと思っています。

そこは状況を見ながら、御相談をさせていただくこともあるかもしれないなというふうに思っております。

○内藤総務局長

取りあえず次回という意味では、金曜日の1時。

○清水総務局参事

金曜日の1時 15分ぐらいからということでもいいですか。

○内藤総務局長

お願いします。それじゃ、よろしいでしょうか。

それじゃ、本日の会議はこれで終了します。ありがとうございました。